

議員（尾崎 忠義）

13番 尾崎 忠義でございます。

私は、令和2年第2回多度津町議会6月定例会におきまして、町長、教育長、そして各関係担当課長に対し、1. コロナ禍の影響による学校再開での対応策について、2. コロナとの感染リスクを考えた複合自然災害、気象災害への備えと避難方法の対策について、3. 新型コロナウイルス感染拡大に伴う各支援制度についての3点について一般質問を致します。

まず初めに、発言に先立ち、去る5月25日、月曜日、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言が全国一斉に全面解除されましたが、幸いにも我が多度津町では発生が見られず、その間、町行政当局の執行部及び職員の皆様方の昼夜を問わずのご苦勞に対し、心より感謝を申し上げます。そして、新しく着任されました三木教育長は、ウイルス感染問題の対処に迫られる学校関係、また教職員に対して、そして児童・生徒の学習権が危機に瀕している今、懸命に取り組んでおられることに敬意を表するものであります。

さて、新型コロナウイルス感染拡大が国民の命と健康、暮らしを脅かし、経済にも極めて深刻な影響を与えるという厳しい状況であり、全国で国民がかつて経験したことがない苦難に直面をしております。特に学校教育は危機的な状況に陥っております。休校が長引き、新型コロナウイルス感染症問題への対処に追われ、既に全国一斉の突然の学校休業要請から3ヶ月余り、緊急事態宣言による休業延長を挟み、やっと全国の学校が再開されました。我が多度津町でも、去る5月21日、木曜日からコロナによる学校再開での分散登校が開始され、6月1日からの学校再開に向けた準備期間として実施されました。入学式以来3ヶ月余り見かけなかった児童・生徒の体は一段と大きくなり、不安と緊張の中での登校でしたが、皆さん元気に登校しているのが見受けられました。

しかし、長期間休校の影響による心理的ストレスや自宅内での自粛での不規則生活が長く続いたためか、登校時に軽い腹痛を訴えたり、泣きながら登校してきた生徒も一部には見られました。また、しばらく徒歩通学をしていない低学年の児童は、足がぱんぱんに張っていると訴えながら、マスクをして苦しそうに坂道を登校している姿が見受けられました。久しぶりに登校してきている児童・生徒の元気な姿や声を聞いて、本当に今回ほど学校教育の大切さと重要性を改めて痛切に感じた次第であります。

そこで、まず最初に、コロナ禍の影響による学校再開での対応策についてお尋ねを致します。

1点目には、夏休みに向けての熱中症予防のための教育環境づくりとして、各学校に対する早目の暑さ対策と施設改善への取り組みについてであります。

その1点目は、教室内及び学校行事、課外授業、休憩時間、登校下校中の熱中症対策はあるのか。

2点目に、遅れている体育館の暑熱対策及びクーラーの未整備教室への設置はどうするのか。

3点目に、水道蛇口をワンタッチ式のバー方式や自動センサー蛇口への改良、切り替えをすべきだと思うが、どうか。

4点目に、熱中症を疑った時に生徒に何をすべきか。

5点目に、運動後の適度な塩分を含んだ水分補給対策は考えているのか。

6点目に、暑さ対策の共通理解と工夫はどうするのか。

7点目に、マスク熱中症に注意が必要だが、今後、夏用マスクの準備、支給を児童・生徒にできないものか。

そして2点目には、学校における感染対策と授業の両立はどうするのか。

3点目は、ウイルスに負けない学校での児童・生徒の健康管理はどうするのか。

4点目に、体育実技、運動部活動での留意点は何があるのか。

5点目に、学習の遅れが生じているが、学習内容が年度内に終わらない場合はどうするのか。

6点目に、長引く休校での起立性調節障害などが問題になっているが、心のケアや虐待防止対策はあるのか。

7点目に、新型コロナによる海外への渡航や入り口制限で外国語指導助手、つまりALTの来日への影響が懸念されており、本年度から英語が教科化された小学校現場にも影響が出かねない状況だが、本町ではどうか。

8点目に、学校休業が長引き、新学期の開始を4月から9月に移す構想をめぐる議論が高まっているが、どう考えるのか。

9点目に、全国の学校の休業が長期化し、オンライン授業、つまり遠隔授業の必要性がさらに高まっており、GIGAスクール構想に対応したタブレット教育、ICT化での支援を国がするということが、知的財産権としての著作権法30条及び著作権法35条についてどう考えるのか。

10点目に、町内でのアンバランスのある少人数学級体制と教職員増への対応策はあるのか。

11点目に、1市2町学校共同給食場の休業についてであります。

その1点目は、学校共同給食場の臨時職員への休業期間中の賃金、手当などの支給、補償などはどうなるか。

2点目に、給食費の特別徴収と保護者負担はどうなっているのか。

3点目に、給食用食材の休業中の契約をしている仕入れ先や納入先への業者への損失補填と不使用になった食材はどうなっているのか。

12番目には、令和3年度の中学校教科書の採択についてであります。

その1点目は、中学校教科書の採択は今年になっており、社会、つまり歴史的  
分野、公民的分野、地理的分野及び特別の教科、つまり道徳であります、こ  
れについての教科書の選定についての観点は、愛国心の強調ではなく、憲法  
の理念に基づいた平和、人権、共生など、少しでもバランスのとれた教科書  
採択をすべきだが、どうか。

2点目に、中学校教科書採択に当たり、教科書展示会が開かれると思うが、今  
回はいつからいつまでで、どこで展示されるのか。

以上、12点について質問をいたします。よろしくお願い致します。

教育長（三木 信行）

おはようございます。

尾崎議員のコロナ禍の影響による学校再開での対応策についてのご質問に答  
弁をさせていただきます。

まず、1点目の夏休みに向けての熱中症予防のための教育環境づくりとしての  
取り組みについてのご質問に答弁をさせていただきます。

猛暑が続く近年、尾崎議員のご指摘のような暑さ対策と施設改善への取り組  
みについては、色々模索をしております。教室や体育館での授業中には、本  
年度は特に3密を回避するため、冷房を適切に利用しつつ、対面の上部の窓を  
空け、常に換気を行ったり、扇風機等を適宜活用し、空気の循環をしたりし  
ながら、感染症予防と熱中症予防の対策を行います。

また、感染症予防のために着用しているマスクですが、学校の体育授業にお  
けるマスク着用の必要性について、マスクの着用の必要はなしと示されてお  
ります。しかしながら、感染症予防のためにマスクを着用したまま授業を行  
う児童・生徒もいると思われれます。その際には、意図的に水分補給を摂る時  
間を設けたり、休憩を適宜とったりしながら、活動等の工夫を行ってまいり  
ます。

また、激しい運動を行った場合は、塩分補給ができる食品、飲料等を摂取す  
るなど熱中症予防に努めます。

ただ、子供たちは活動に夢中になり過ぎて水分補給を忘れ、熱中症に近い症  
状を訴えることがあります。このような状況に迅速に対応できるように、各  
学校では環境省やスポーツ庁の熱中症対策ガイドラインを基に危機管理マニ  
ュアルを作成し、適切に処置が行えるようにしております。

これからは、予防対策と同時に熱中症にならないよう配慮しながら、子供た  
ちの安全を最優先に考えた活動に留意をしてまいります。

続きまして、施設設備等についてのご質問について、まとめて答弁をさせ  
て頂きます。

まず、空調設備の設置については、小学校の未整備教室への設置については、必要な教室を調査した上で順次設置する予定でございます。体育館への設置については、設置費用が莫大と予想されるため、その必要性について関係課とも協議をしております。

続いて、水道蛇口の改良につきましては、施設改修の際に導入について検討をしております。

最後に、夏用マスクの準備、支給については、現在のところ考えておりませんが、今後検討をしております。

以降のご質問については、教育課長より答弁を致します。

教育課長（竹田 光芳）

それでは、尾崎議員のご質問に答弁をさせていただきます。

2点目の学校における感染対策と授業の両立についてのご質問に答弁をさせていただきます。

県が作成したガイドラインでは、登下校中、授業中、休み時間等、給食、食事、部活動、学校行事、清掃、消毒のそれぞれの項目でチェックリストが設定されております。本町においても、そのチェックリストに従い、予防対策を講じながら授業等の教育活動を進めてまいります。

続いて、3点目の学校での児童・生徒の健康管理についてのご質問に答弁をさせていただきます。

児童・生徒及び教職員については、毎朝の検温、風邪症状の有無の確認を行います。また、手洗いや咳エチケットの徹底を図ること、学校医、学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整えること、消毒液を使った清掃などにより環境衛生を良好に保つことなどを取り組みしております。

続いて、4点目、体育実技、部活動での留意点についてのご質問に答弁させていただきます。

体育の授業におけるマスクの着用につきましては、先ほど教育長の方から答弁させて頂いたとおりです。体育実技や運動部活動については、児童・生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、年間計画の中で指導の順序を変更することや個人や少人数で密集せず距離をとって行うことができる運動を工夫しております。

続いて、5点目、学習の遅れについてのご質問に答弁させていただきます。

失われた授業時間につきましては、夏休みの短縮、行事の精選及び縮小、1日の授業時間数の拡大により回復を考えております。また、文部科学省の通知において、本年度中に未指導の授業があった場合にも次年度以降で回復することを可能としております。

続いて、6点目、長引く休校での心のケアや虐待防止対策についてのご質問に

答弁させていただきます。

休業期間中におきましても定期的に子供の健康観察を行ってまいりました。学校再開後におきましても子供たちが抱えているストレスや不安な思いなどをどのように解消していけばよいのか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと教職員が連携を図りながら心のケアに努めてまいります。続いて、7点目の外国語指導助手による本町への影響についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の外国語指導助手につきましては、本県に在住しておりますので、渡航や入国制限での影響はございません。

続いて、8点目、新学期の開始を9月に移す構想についてのご質問に答弁をさせていただきます。

留学等に関する国際競争力の向上などの利点などから検討されておりましたが、報道でもあるとおり、国において制度の導入には国民的な合意と実施について一定の期間を要することや様々な法的整備が必要なことから、一旦、見合わず動きとなっております。本町としても拙速な導入は適切ではないと考えております。

続いて、9点目、知的財産権としての著作権法30条及び著作権法35条についてのご質問に答弁をさせていただきます。

著作権法第30条は、私的使用のための複製について規制されており、個人的にまたは家庭内にその他これに準ずる限られた範囲内において使用する場合に適用されるものと考えられるため、オンライン授業等における利用については私的使用に含まれないと考えられます。

また、著作権法第35条は、1. 対面授業のために複製することや、2. 対面授業で複製等をしたものを同時中継の遠隔合同授業等のために公衆送信することは著作物ごとに許諾を得る必要がありましたが、平成30年に著作権法を改正し、その他の公衆送信について補償金を支払うことにより無許諾で可能となりました。

なお、補償金の支払い先である文化庁の指定管理団体、授業目的公衆送信補償金等管理協会は、令和2年度に限って補償金額を特例的に無償としております。これらを踏まえ、オンライン授業についても著作権法等関係法令を遵守しながら、適切な教育課程の実施を進めてまいりたいと考えております。

続いて、10点目の少人数学級体制と教職員増への対策についてのご質問に答弁させていただきます。

県費負担教職員の配置につきましては、各学校の学級数により定数が決まっております。それに加えて、各学校の実情に合わせて加配分の教員が配置されます。少人数学級編制も含めて指導体制の充実のための教職員増につつま

しては、毎年小・中学校の校長と協議しながら県教委に要望しており、公平・公正に配置を頂いていると考えております。

なお、本町としても特別支援教育支援員等を町費で雇用し、個別の児童・生徒への教育支援、生活支援を行っております。

続いて、11点目の1市2町学校給食センターの休業についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、休業期間中の臨時職員への賃金、手当等の支給補償についてですが、SPCに対し臨時休業中におけるパート従業員への処遇について配慮するよう指示をしております。

続いて、2点目の給食費の徴収と保護者負担についてですが、今回の新型コロナウイルス感染症に関して発生した欠席による給食費については、保護者へは負担を求めないようにしております。

次に、給食用食材業者への損失補填等についてですが、食材の納入については、できる限り発注変更や献立変更で不要な食材が出ないようにしております。不要な食材が発生した場合は、現在のところ有効に活用させて頂いております。また、本来提供されるはずであった学校給食のキャンセルに伴い発生した違約金等に関する補償については、国からの補助を得るなどし、納入業者へ支払う予定でございます。

最後に、12点目の中学校教科書採択についてのご質問に答弁させていただきます。

昨年の小学校教科書採択と同様、慎重に、かつ公正に選定してまいります。選定の観点として、小学校での学びの連続性を意識した学習内容であるか、中学校学習指導要領等をもとに学習内容や教科書の構成、分量、表記、編成上の工夫点等を明確にし、生徒の発達の段階を十分踏まえた教科書を選定してまいります。

教科書展示につきましては、6月中旬より教育委員会にて展示致しておりますので、お時間があればご覧下さい。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問を致します。

11番目にしました学校共同給食場、1市2町でございますが、この休業につきまして、3月は臨時職員には賃金を払っておりますが、4月、5月については払っていないということは、労働基準監督署の調査で明らかになったとのことでございます。そしてまた、給食の未実施でも委託料は数万円しか減額に入れない契約、そういう風になったそうでございます。ですから、この学校給食については、PFI方式の委託については非常に大きな弊害が出てきてお

ります。学校給食は教育の一環であります。学校給食法、また食育基本法、そして地産地消に基づく子供の教育ということでしておりますが、そこで働いております、雇用しておりますこの人たちに対して、本当にまともな扱われ方をしていないのではないのでしょうか。これについて質問を致しますので、ご答弁をよろしくお願い致します。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

給食調理場の臨時職員への休業期間中の手当の支給についての協議についてでございます。

令和元年度の第1期の四半期のサービス購入費の支払いについてです。サービス対価Cというところで給食センターの運営に関する費用の方を1市2町で共同でお支払いしております。その支払いに際しまして、今後の小・中学校等の再開に際し、学校給食の提供が確実に行われるよう、臨時休業期間中におけるパート従業員の処遇について配慮をするようにSPC、株式会社善通寺・琴平・多度津学校給食サービスの方に要求の方をさせて頂いておるところでございますので、4月以降につきましても臨時職員等についても給与の支払い等が行われるようになると協議会の方では考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

もう1点だけ申し上げます。

町としても、コロナ禍によりましてオンライン授業をやっていくという方向ではございますが、これについてはメリットとデメリットがあります。

そういう意味では、デメリットだけを申しますと、まず1点目には生徒のシグナル、つまり生徒が出している信号が分からないということでございます。

2点目にチェック機能が果たせない。3点目に各児童・生徒の表情がよく見えない。4点目には悩みを把握できない。5点目には虐待等、ストレスがある。

6点目には給食の問題があります。7点目には心のケアの問題があります。8点目には小学生には疲労感が出ているということが調査で明らかになっております。

その意味で、地域間での学習格差ができて、大きく広がる面でございます。また、公平性の担保ができない。こういう10項目ありますので、この点についてもデメリットを十分に考慮して進めて頂きたいと思っております。

次に、コロナとの感染リスクを考えた複合自然災害、気象災害への備えと避難方法の対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症が2次感染の広がりを見せ、予断を許さない中、台風、大雨、熱中症、食中毒の季節となっております。既に沖縄県、九州地方、そして四国地方も5月31日、日曜日に梅雨入りをし、平年より5日早く、5月の梅雨

入りは2013年以來7年ぶりとなっております。今年梅雨入りする中で感染症と自然災害、気象災害の発生による複合災害の危険をどう防ぐのかが防災上、大きな問題になってきております。

今、全世界的に気候の温暖化による異常気象での深刻な影響が出てきております。アフリカでのサバクトビバッタの数百億匹とも言われている大量異常発生で農作物に甚大な壊滅的な被害をもたらしており、オーストラリアでは既に森林火災で国土の4分の1を焼失しており、そしてカナダでは温暖化に伴う亜寒帯の森林や泥炭地からの水分の蒸発により、大量の炭素を蓄えている泥炭地の乾燥化は火災を発生しやすく、大気中の二酸化炭素を増やし、温暖化を加速し、激化する可能性の恐れがあることが分かっております。そして、北極、南極、ヒマラヤ氷河での氷の氷解による気温、海水面の上昇やその他、地震、火山爆発なども想定されております。

また、昨年大型台風5個の相次ぐ接近、上陸により、特別警報が相次ぎ発令され、日本各地での豪雨大災害は記憶に新しいところであります。

このような中で、新型コロナウイルス感染症が広がっているため、豪雨や地震などの自然災害、気象災害が起これば、避難所の密集、密閉、密接といった3密が原因でオーバーシュート、つまり医療許容量を超える感染者の爆発的増加の可能性が高くなり、極めて難しい状況に直面することになり、備えがなければ複合災害になる確率は高いと指摘されております。

このようなことから、公的避難所の1. 接触感染、2. 飛沫感染、3. 空気感染があるので、これまでとは違った避難の方法を考えることが重要になってきております。

そこで、お尋ね致します。

第1点目には避難所の数を増やすことについてどう考えるのか。

2点目に建物やエリアを分けるなど隔離のための対策があるが、どうするのか。

3点目に学校では、体育館だけでなく教室も使うことが必要だが、どうするのか。

4点目に避難者間の間隔を保つスペースの確保はできるのか。

5点目に新たに衝立や仕切りの設備が必要と思われるが、どうするのか。

6点目に消毒液などの備品の整備、準備が新たに必要だが、確保できるのか。

7点目に災害時の感染防止対策を町内自治会で事前に相談、周知すべきと思うが、どうするのか。

8点目に公的避難所を利用する予定人数を事前に調べて3密を避けることが重要と思うが、どうするのか。

9点目にこの夏は平年よりも気温が高くなると言われており、マスク着用によ

り熱中症のリスクが高まる恐れがあり、特に基礎体力が衰えている高齢者や病弱者は重症化する恐れがあるので、扇風機や空調設備、つまりエアコン、換気扇などの早目の準備をすべきだが、どうか。

以上、9点についてお伺いを致します。

総務課長（神原 宏一）

尾崎議員のご質問のうち、1点目、避難所の数を増やすことについての答弁をさせていただきます。

本町の指定避難所は、陸地部に9施設、島嶼部に3施設、合計12施設で台風接近などの警報発表の際は、多度津中学校、白方小学校並びに島嶼部の避難所を優先的に開設し、避難された方を受け入れています。過去の事例から、開設した避難所におきまして十分なスペースを確保できなかった実例はありませんが、新型コロナウイルス感染症への対策として、その他の指定避難所につきましても必要に応じて段階的に開設することで、避難者間の十分なスペースを確保した避難所運営体制を構築してまいります。

次に、2点目、建物やエリアを分けるなど隔離のための対策がいるが、どうするのか及び3点目、学校では、体育館だけではなく教室も使うことが必要だが、どうするのかのご質問は関連性がございますので、併せて答弁をさせていただきます。

学校施設における避難所開設時の教室等の利用の必要性につきましては、従来より検討しているところでございます。しかしながら、避難所において発熱等の症状のある方や濃厚接触者のための専用スペースを設置することにつきましては、現在のところ想定はしておりません。新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合や感染が疑われる場合の対応は、避難所での対応ではなく、個別に県中讃保健福祉事務所の指導のもと対応することになると考えております。

4点目、避難者間の間隔を保つスペースの確保はできるのか及び5点目、新たに衝立や仕切りの設備が必要と思われるが、どうするのかのご質問についても関連性がございますので、併せて答弁をさせていただきます。

これまで台風接近などの警報発令に伴います避難所の開設において、十分なスペースを確保できなかったことはございません。しかしながら、国及び県におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として避難者間の十分なスペースを確保するよう指針が示されております。そのため、本町におきましては新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用致しまして、避難所用としてパーテーション150台を整備するなど、感染防止策を講じることとしております。

また、大規模災害時には多くの方の避難が想定され、本町におきましては想

定最大規模の南海トラフ地震が発生した場合の想定避難者4,200人対して3.3平方メートルのスペースを確保しておりますけれども、このような状況におきましても新型コロナウイルスの感染防止が最大限図れるよう対策を講じてまいります。

6点目、消毒液などの備品の整備、準備が新たに必要だが、確保できるのかについて答弁をさせていただきます。

災害備蓄品につきましては、多度津町災害医療救護活動連絡会におけます協議結果に基づき、マスクや消毒液を含め、職員が管理することが可能な医薬品につきましては整備をしております。新型コロナウイルス感染症の影響によりマスク及び消毒液につきましては入手が困難となったことから、庁舎内の衛生環境保持のため一部提供はしてはりましたが、十分な補充を行っておりますので、台風接近などの警報発令に伴い、避難所を開設する場合におきましても十分な対応ができると考えております。

また、先ほど申し上げました新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用しまして感染症への対応を強化するため、従前の備蓄量を超えてマスクや消毒液を整備することとしております。

次に、7点目、災害時の感染症防止対策を町内自治会で事前に相談、周知すべきと思うが、どうするのかのご質問に答弁をさせていただきます。

感染症防止対策につきましては、新型コロナウイルス感染症に限らず、災害時においては重要なことであると認識をしているところでございます。

現在の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される中での適切な避難行動につきましては、ホームページにおきまして「知っておくべき5つのポイント」として周知啓発を図っているところでございます。この情報につきましては、広報7月号におきましても掲載を予定しており、今後も必要な情報につきましては自治会回覧や広報、ホームページなどを通じまして周知啓発を図ってまいります。

次に、8点目の公的避難所を利用する予定人数を事前に調べて3密を避けることが重要と思うが、どうするのかのご質問に答弁をさせていただきます。

大規模災害時には、指定避難所付近以外の地域からも避難してくること、場合によっては行政区域を越えた避難も想定されることから、避難所利用の人数を事前に把握することは、現実的には極めて困難と思われれます。

一方で、台風接近などの警報発令に伴い、避難所を開設した際に十分なスペースを確保できなかった事例はないことから、避難者の事前把握の緊急性は低いと考えられます。引き続き、避難所運営の際には避難者間の十分なスペースを確保するなど感染症対策に万全を期してまいります。

次に、9点目、マスク着用による熱中症や基礎体力が衰えている高齢者や病弱

者は重症化する恐れがあるので、扇風機や空調設備の早目の準備をすべきだが、どうかのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、避難所を開設している多度津中学校は空調設備が整備されております。また、白方小学校におきましては体育館への扇風機の設置など避難所内の環境対策を実施しております。また、その他の指定避難所につきましては、多度津中学校、白方小学校での避難者の対応が困難となる場合に、空調などの環境が整備されている施設から段階的に開設していくことを想定しております。しかしながら、現状では全ての指定避難所において同様の対応は困難であることから、国の方針でもあります自らの命は自らが守るという町民皆様の意識の醸成を図りながら、避難所への避難だけではなく、安全な親戚、知人宅への避難などの適切な避難行動をとって頂けるよう、広報やホームページなどを通じまして周知啓発をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後に、新型コロナウイルス感染拡大に伴う各支援制度についてであります。

現在、国の制度、県の制度、町独自の制度がありますが、そこでお尋ねを致します。

1点目には農業、水産業に対する支援策になっているのには、何があるのか。

また、農業、漁業振興補助には何があり、申請窓口はどこになるのか。

2点目に生活保護申請は、コロナ禍での雇用悪化による雇い止めなど増加したと思うが、町内ではどのくらいあるのか。

3点目に生活福祉資金貸付制度があるが、現在ではどのくらいの利用になっているのか。

4点目に町内在住の大学生、高校生に対し、ウイルス禍での生活や勉学に苦しむ学生の窮状に対し、何か対応策はあるのか。

5点目にひとり親家庭の解雇、雇い止めによる生活困窮家庭に対する食料支援、配食支援などはあるのか。

6点目に香川県感染拡大防止協力金支給申請期間が5月7日から6月12日までとなっており、町感染拡大防止協力金上乘せ支給、これは県の決定額の2分の1の金額で、休業、時間短縮、うどん店、その他の内容でありまして、6月1日から12月28日までが受付期間となっておりますが、現在までどのくらいの申請数があるのか。また、金額の予算の予定額はいくらか。

7点目に事業者応援給付金として他市町は実施しているが、本町ではできないのか。

8点目にテナント賃料給付金、家賃補助を実施しているところがあるが、本町

ではどうか。

9点目に町融資、テークアウト、子供クーポン、デリバリー応援、雇用調整助成金を受けたものなどの利子補給はないのか。

10点目に新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、社会保険料、国保、年金、住民税など納税が困難な納税者、業者などへの対応はどのようなものがあるか。

以上、10点についてお伺いを致します。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の農業、水産業に対する支援策になっているのは何があるのか、また農業、漁業振興補助には何があり、申請窓口はどこになるのかに答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全国的にステイホームや3密防止による外食の自粛、学校給食の停止等が行われました。このため、農業、漁業ともに外食需要の低下による消費先の先細りにより、収入の減少が見られました。国の制度では事業収入を得ている農業、漁業に従事している法人及び個人の方に持続化交付金が給付されることとなっております。

また、農林漁業者への資金繰り支援策につきましては、日本政策金融公庫が取扱金融機関となっております農林漁業セーフティネット資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、農業協同組合や漁業協同組合が取扱金融機関となっております農業近代化資金、漁業近代化資金などがございます。

また、農業、漁業振興補助につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大とは関係なく、国、県、町で連携しながら補助制度等を活用した振興に取り組んでおります。

なお、申請窓口は、それぞれの制度により異なっております。

以上、答弁とさせていただきます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員のご質問のうち、2点目、3点目及び5点目について答弁させていただきます。

まず、2点目の生活保護申請は町内でどのくらいあるのかのご質問に答弁をさせていただきます。

中讃保健福祉事務所に生活保護申請があったもののうち、本町住民からの申請件数は4月5件、5月3件の計8件でございます。

申請理由については、入院や体調不良により働けない、母子世帯や高齢者世帯で困窮しているなど以前から相談があったものであり、新型コロナウイルス感染症による雇用悪化の直接的な影響を受けたものではございません。4月以降、本町窓口にも2件の相談がございましたが、いずれも高齢者世帯の家族

から今後の生活不安に関する相談でございました。

しかしながら、今後、新型コロナウイルス感染症に関連した失業等により影響が出てくるものと思われますので、今後も県と連携を図りながらきめ細かな対応を行ってまいります。

次に、3点目の生活福祉資金貸付制度があるが現在どのくらいの利用になっているかのご質問に答弁をさせていただきます。

都道府県の社会福祉協議会で行っております生活福祉資金貸付制度は、従来の制度に対し新型コロナウイルス感染症の影響により、生計の維持が困難となった場合に対象者や貸付上限額等を拡大した特例貸し付けであり、緊急かつ一時的な資金が必要な方への貸し付けである緊急小口資金と生活の立て直しに必要な生活費用の貸し付けである総合支援資金があります。

申請受付を開始した3月25日以降の県全体の貸付決定件数は、緊急小口資金が1,714件、貸付合計額は2億9,823万円、総合支援資金が214件で貸付合計額は1億1,470万円です。そのうち本町の貸付決定件数は、緊急小口資金が30件、貸付合計額は520万円、総合支援資金が3件、貸付合計額は150万円でございます。

次に、5点目のひとり親家庭の解雇、雇い止めによる生活困窮家庭に対する食料支援、配食支援などはあるのかのご質問に答弁をさせていただきます。

ひとり親家庭に特化した食料支援、配食支援はありませんが、NPO法人香川フードバンクより配布された食料を町社会福祉協議会を通して必要な方にお渡ししております。

以上、答弁とさせていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員ご質問の4点目の町内在住の大学生、高校生への対応策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町には、本町独自の奨学生制度があり、年度の途中でも申請も可能となっております。現行の制度では、高校生に対しては月額9,900円を給付し、大学生に対しましては月額3万6,000円を無利子で貸与を行っております。今後は、この本町の奨学金制度の活用を周知するとともに、交付金を活用し、新たな支援の実施についても検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

産業課長（谷口 賢司）

香川県感染拡大防止協力金に対する町感染拡大防止協力金の申請件数は、現在までどのくらいあるのか、また協力金の予定額は幾らかについて答弁させていただきます。

6月5日現在で4月25日から5月6日までの間で休業要請に協力して頂いた方の申

請件数が26件、4月25日から5月6日までの間で営業時間の短縮要請に協力して頂いた方の申請が15件、4月25日から5月6日までの間で休業要請に協力して頂いたうどん店の方の申請件数が2件でございます。町内に事業所を置いている方のうち、県に何件の申請がなされたのか把握できておりませんが、先の臨時議会では、町と同協力金の上乗せ分として140件の申請見込みで850万円の予算額の可決を頂いてございます。

続きまして、事業者応援給付金として他市町は実施しているが、本町ではできないのかについて答弁致します。

事業者応援給付金は、確定申告を行っている中小企業で一定の売り上げの減少が見込まれる中小企業者に対して支給されている給付金でございます。本町では、今定例会の一般会計補正予算案にセーフティーネット保証等活用助成金を計上させて頂いております。この事業は、中小企業信用保険法に基づくセーフティーネット保証等の融資制度を利用するに当たり、町が認定した事業者等に対して事業の継続と運営の安定を図るための助成金を1事業者につき10万円を支給するものでございます。つまり、資金繰りにお困りの事業者の方に助成を行うものであり、他市町で設置されております事業者応援給付金と給付対象者は異なっておりますが、効果がある事業であると考えてございます。

続きまして、テナント賃料給付金、家賃補助を実施しているところがあるが、本町ではどうかについて答弁致します。

国の第2次補正予算において、自粛要請等によって売り上げの急減に直面している事業者の事業継続を下支えするため、固定費の中で大きな負担となっている地代、家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対する家賃支給給付金が計上されてございます。このため、現状では町独自での家賃支給給付金等は考えてございませんが、国の制度の効果を検証した後に町独自の事業のあり方を研究してまいりたいと考えてございます。

次に、町融資、テークアウト、子供クーポン、デリバリー応援、雇用調整助成金を受けたものなどの利子補給はないのかについて答弁致します。

まず、町融資制度に係る利子補給制度につきましては、先の臨時議会の補正予算に町融資制度利子補給金を計上し、可決を受けて事業を実施致しております。

次に、子供クーポン、デリバリー応援につきましては、今回の感染拡大に伴う悪影響を被った町内に事業所を置く飲食店に対する助成制度を検討する際に、事業所及び住民にとって効果があると見込まれる制度設計となるよう研究してまいりたいと考えてございます。

最後に、雇用調整助成金は給付金であり、貸付制度ではないため、利息等は

発生致しません。

以上、答弁とさせていただきます。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

尾崎議員の新型コロナウイルス感染症の発生に伴う国民年金保険料の納付困難者の方についてのご質問に答弁をさせていただきます。

日本年金機構では、令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、国民年金の免除相当程度まで所得の低下が見込まれる方について、臨時特例措置として簡易な手続により国民年金保険料を免除または猶予する取り扱いを行うことになりました。適用の期間につきましては、令和2年2月分から令和2年6月分となっており、令和2年7月分以降の免除については、令和2年7月以降に改めて申請が必要であると示されております。

なお、手続につきましては、高齢者保険課または日本年金機構で行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

税務課長（泉 知典）

尾崎議員の新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会保険料、国保、住民税など納税が困難な納税者、業者などへの対応はどのようなものがあるのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響による税関係の対応と致しまして、徴収猶予と保険関係の減免措置がございます。

まず、徴収猶予でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当な減少があった方を対象に最長1年間、町税等の徴収猶予を受けることができるもので、担保の提供は不要で延滞金もかかりません。対象となる町税等は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに、納期限が到来する個人住民税、法人住民税、固定資産税、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などがございます。

次に、減免措置でございますが、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料が対象となっております。

これらの周知方法と致しまして、既にホームページに掲載しており、保険関係の減免措置については、7月に送付する納付通知書にチラシを同封致します。なお、この取り扱いにより減免した保険額は、全て国の補助金の交付対象となる予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

時間がまいりましたので、以上3点について私の一般質問を終わります。有難うございました。